

通所サービス関係

目

次

- 授産施設における相互利用等の10月以降の取扱いについて・・・・・・・・・・ 1
- 自立訓練（生活訓練）事業における「宿泊型」の新設について・・・・・・・・ 4
- 高齢者デイサービスにおける障害者（児）デイサービスの10月移行の取扱いについて
・・ 8
- 施設外支援に係る報酬算定の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 定員超過利用減算の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

授産施設における相互利用等の10月以降の取扱いについて

1 概要

障害者自立支援法の施行に伴い、三障害共通のサービス提供体制の構築を図るため、従前の授産施設における相互利用に加え、地域に必要な障害福祉サービスがない場合などの例外的な取扱いとして、障害種別に関わらず地域の社会資源を活用できる仕組みを設けることとする。

2 対象施設サービス

従前の相互利用対象施設に旧法支援施設（通所及び分場）を加え、次のとおり変更する。

平成18年4月～9月		平成18年10月以降	
相互利用	身体障害者福祉工場 知的障害者福祉工場 精神障害者通所授産施設	相互利用	身体障害者福祉工場(注1) 知的障害者福祉工場(注1) 精神障害者福祉工場(注2) 精神障害者通所授産施設
	身体障害者授産施設(通所及び分場) 身体障害者通所授産施設(分場含む) 知的障害者入所授産施設(通所及び分場) 知的障害者通所授産施設(分場含む)		身体障害者授産施設(通所及び分場) 身体障害者通所授産施設(分場含む) 知的障害者入所授産施設(通所及び分場) 知的障害者通所授産施設(分場含む) <u>身体障害者通所更生施設(注3)</u> <u>身体障害者通所療護施設(注3)</u> <u>知的障害者通所更生施設(注3)</u>
		旧法施設支援	

注1：身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場については、精神障害者の利用を可とする。

注2：精神障害者福祉工場については、10月以降相互利用の対象施設に加える。

注3：通所施設には、入所施設の通所部と分場を含むこととする。

3 旧法支援施設に係る支給決定

旧法支援施設の利用にあたっては、自立支援法に基づく支給決定手続を行うこととする。

異なる障害種別に係る通所施設の利用については、障害者にとって相応しいサービスを提供する事業所が地域内にない場合に認められる措置であることを踏まえ、市町村は、

- ① 障害者が利用を希望する施設が、実際に適したサービス提供を行えるか否かについて、構造設備や人員配置の体制等を確認の上判断し、
- ② 適当と認めた場合には、利用する施設の種別に応じて申請者に適用する報酬単価（区分）を決定することとする。

4 報酬単価の適用方法

①旧法支援施設（旧支援費施設）

旧法支援施設を利用する場合の報酬単価については、利用する施設の種別に応じて、利用者の障害種別及び区分に応じた報酬単価を適用する。

②福祉工場、精神障害者通所授産施設

- ・ 福祉工場については、今回新たに対象となる精神障害者福祉工場を含め、従前の取扱いどおり、補助金額の算定について相互利用により受け入れた他の障害種別の者を当該施設の利用者とみなして、みなした利用者を含めた利用者総数に応じて定員規模別等の補助単価を適用する。
- ・ 精神障害者通所授産施設を利用する場合の報酬単価については、利用者の障害種別及び区分に応じた報酬単価を適用する。

5 他障害者を受け入れる場合の利用者数の上限設定

当該施設の利用定員内で他障害の者を受け入れることとする。

なお、受け入れる他障害の者の割合については、利用定員の2割を上限とする。

ただし、従前より相互利用を行ってきた施設において利用定員の2割を超えて受け入れていた施設については、従前の利用者数の範囲内で他障害の者の受入を可能とする。

(別紙)

I 旧法支援施設の報酬単価

知的障害者、精神障害者が身体障害者療護施設（通所）を利用する場合

知的障害者	区分A	939単位	区分B	865単位	区分C	791単位
精神障害者						420単位

知的障害者、精神障害者が身体障害者更生施設（通所）を利用する場合

知的障害者	区分A	551単位	区分B	514単位	区分C	477単位
精神障害者						420単位

知的障害者、精神障害者が身体障害者授産施設（通所・分場）を利用する場合

知的障害者	区分A	551単位	区分B	514単位	区分C	477単位
精神障害者						420単位

知的障害者、精神障害者が身体障害者通所授産施設を利用する場合

知的障害者						
小規模	区分A	939単位	区分B	865単位	区分C	791単位
標準1	区分A	727単位	区分B	677単位	区分C	628単位
標準2	区分A	601単位	区分B	571単位	区分C	542単位
大規模	区分A	508単位	区分B	487単位	区分C	466単位
精神障害者						420単位

身体障害者、精神障害者が知的障害者更生施設（通所・分場）を利用する場合

身体障害者						
通所	区分A	403単位	区分B	394単位	区分C	384単位
分場	区分A	514単位	区分B	475単位	区分C	436単位
精神障害者						420単位

身体障害者、精神障害者が知的障害者授産施設（通所・分場）を利用する場合

身体障害者						
通所	区分A	403単位	区分B	394単位	区分C	384単位
分場	区分A	514単位	区分B	475単位	区分C	436単位
精神障害者						420単位

身体障害者、精神障害者が知的障害者通所授産施設を利用する場合

身体障害者						
小規模	区分A	693単位	区分B	656単位	区分C	579単位
標準1	区分A	543単位	区分B	519単位	区分C	494単位
標準2	区分A	433単位	区分B	418単位	区分C	387単位
大規模	区分A	373単位	区分B	362単位	区分C	340単位
精神障害者						420単位

3

II 適用する加算・減算

- 入所時特別支援加算
- 退所時特別支援加算
- 重度・重複障害者に対する加算
- 栄養管理体制加算
- 食事提供体制加算
- 利用者負担上限管理加算

※利用率の低い施設に対する激変緩和措置

- 利用定員超過減算

III 身体障害者、知的障害者が精神障害者通所授産施設を利用する場合

身体障害者

- 区分A：693単位
- 区分B：656単位
- 区分C：579単位

知的障害者

- 区分A：939単位
- 区分B：865単位
- 区分C：791単位

自立訓練(生活訓練)事業における「宿泊型」の新設について

自立訓練(生活訓練)事業については、当初案において通所による利用を基本としつつ、短期滞在や訪問による訓練を組み合わせ、地域移行に向けた生活能力の向上を図ることを基本モデルとして事業設計したところ。

今般、現行制度における精神障害者生活訓練施設等の機能を踏まえ、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者に対し、自立訓練(生活訓練)として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行う事業の類型として「宿泊型」を設けることとした。

これまでの自立訓練(生活訓練)事業のイメージ

通所→短期滞在→【地域移行】→訪問

退院者・退所者
養護学校卒業者

【日中】
自立訓練(通所型) 639単位【職員6:1】

【夜間】
短期滞在加算
夜勤180単位
宿直115単位 or 退院支援施設加算
夜勤180単位
宿直115単位

【合計】 819単位 ~ 754単位

地域生活
へ移行

【日中】
一般就労や外部の福祉サービス利用等

【日中or夜間】 ※週2回を限度として算定可
訪問訓練 187単位
居宅(GH含まず)

【合計】 187単位

宿泊型(新設)の事業のイメージ 4

宿泊→【地域移行】→訪問

退院者・退所者
養護学校卒業者

【日中】一般就労や外部の障害福祉サービス利用

【夜間】
宿泊型自立訓練(生活訓練) 270単位【職員10:1】
利用期間:原則1年とし、利用開始から3ヶ月ごとに更新
報酬単価:1年を超える場合には▲40%減算

【合計】 270単位

地域生活
へ移行

【日中】
一般就労や外部の福祉サービス利用等

【日中or夜間】 ※週2回を限度として算定可
訪問訓練 187単位
居宅(GH含まず)

【合計】 187単位

自立訓練(生活訓練)事業における「宿泊型」について

1. 事業の位置付け

現行制度における精神障害者生活訓練施設等の機能を踏まえ、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者を対象として、一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための訓練を行うとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整等を行い、積極的な地域移行の促進を図る。

2. 事業実施の要件

自立訓練(生活訓練)事業における「宿泊型」は、以下の要件を満たした場合に実施可能とする。

【実施可能事業所等】

イ 宿泊型のみ行う自立訓練(生活訓練)事業所として行う場合

- ① 障害者就業・生活支援センターに併設して行う場合
- ② 現行の精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム(B型)、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮が転換して行う場合

ロ 通所型の自立訓練(生活訓練)の事業所の一部として行う場合 自立訓練(生活訓練)事業所

【人員配置】

- サービス管理責任者 60:1 ※通所型事業所の一部として行う場合には、通所型の利用者との合算により算出する。
- 生活支援員 10:1以上(うち1人以上常勤)
- 地域移行支援員 15:1以上 ※障害の福祉又は就労に関し専門的知識及び実務経験を有する者

【設備基準】

- 定員規模
 - ① 宿泊型のみ行う自立訓練(生活訓練)事業所:20人以上
 - ② 通所型の自立訓練(生活訓練)の事業所の一部として行う場合:10人以上
ただし、宿泊型の定員とは別に通所型事業所の定員規模は20人以上であり、
また、多機能型事業所である通所型事業所の一部として行う場合は、多機能型事業所の定員の合計が20人以上であること。

※詳細別紙

- 居室の定員 原則個室 ※ 現行の施設(2人以下、4人以下)からの移行については、経過措置を講ずる。
- 居室面積 7.43㎡ ※ 居室面積が、6.6㎡以上である通勤寮及び居室面積が4.4㎡である精神障害者生活訓練施設が移行する場合には経過措置を講ずる。
- 相談室・多目的室(兼用可)
- 食堂
- 浴室、洗面所、便所

3. 利用期間

原則1年間とし、利用開始から3ヶ月ごとに更新 ※ 市町村は、利用継続の必要性について確認し、更新支給決定を行

- 6 1年を超える場合には、市町村審査会の意見を聴くものとする。

宿泊型の自立訓練(生活訓練)事業所の定員規模について(例示) (別紙)

1 宿泊型のみ行う自立訓練(生活訓練)事業所



宿泊型自立訓練(生活訓練) 利用定員 20人以上

2 自立訓練(生活訓練)事業所の一部として行う場合

【実施可能な場合】

通所型の自立訓練(生活訓練)事業所(利用定員20人以上)との実施



自立訓練(生活訓練)通所型 利用定員20人以上

宿泊型自立訓練(生活訓練)
利用定員 10人以上

多機能型(自立訓練(生活訓練)通所型あり)との実施



就労移行支援
利用定員 6人

就労継続支援
利用定員 12人

自立訓練(生活訓練)通所型
利用定員 6人

宿泊型自立訓練(生活訓練)
利用定員 10人以上

【実施不可の場合】

通所型の自立訓練(生活訓練)事業所(利用定員が20人未満)との実施



自立訓練(生活訓練)通所型 利用定員10人

宿泊型自立訓練(生活訓練) 利用定員 10人以上

通所型の自立訓練(生活訓練)事業所以外との実施



生活介護 利用定員20人以上

宿泊型自立訓練(生活訓練)
利用定員 10人以上

多機能型(通所型の自立訓練(生活訓練)事業所なし)との実施



就労移行支援
利用定員 6人

就労継続支援
利用定員 12人

生活介護
利用定員 6人

宿泊型自立訓練(生活訓練)
利用定員 10人以上

7

高齢者デイサービスにおける障害者(児)デイサービスの10月以降の取扱い

1 現行の取扱い

介護保険法における指定通所介護事業（高齢者デイサービス）を障害者（児）が利用した場合の現行の取扱いは次のとおり。

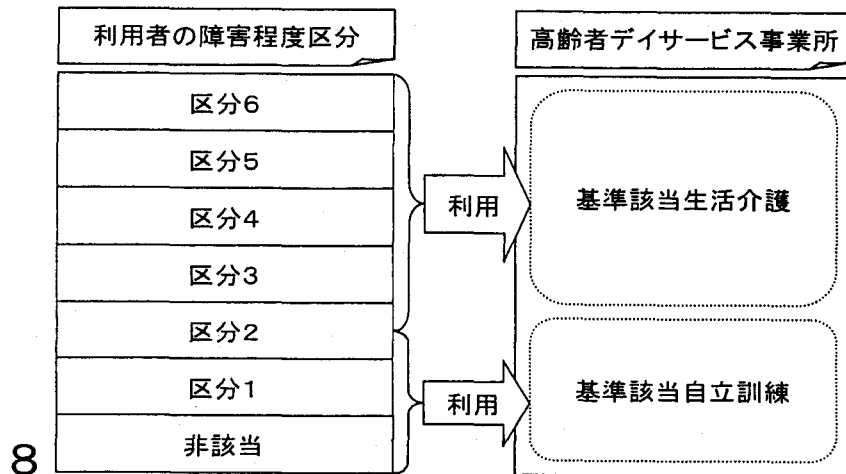
- ・ 身体障害者が利用する場合には、基準該当障害者デイサービスとして利用が可能。
- ・ 知的障害者及び障害児については、特区の認定による特定地域においてのみ利用が可能。
- ・ 精神障害者については、高齢者デイサービスの利用が認められていない。

2 対応

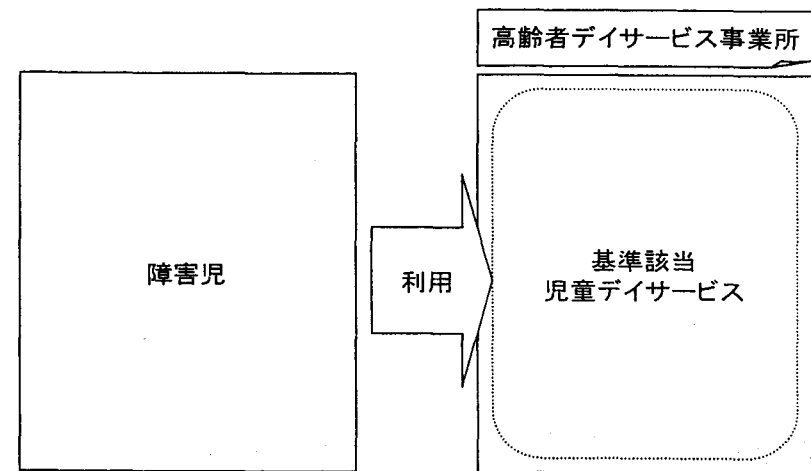
本年10月以降、障害者（児）が高齢者デイサービスを利用する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 障害者（大人）の利用については、障害程度区分等に応じて、基準該当生活介護及び基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）とする。（図1参照）
- ② 障害児の利用については、基準該当児童デイサービスとする。（図2参照）

【図1】障害者が高齢者デイを利用する場合



【図2】障害児が高齢者デイを利用する場合



施設外支援に係る報酬算定の取扱いについて

サービスの種類	全事業共通	授産施設 就労移行支援事業、就労継続支援事業
施設外支援の内容	通所施設を一定期間以上利用しない者に対する訪問支援	職場実習、求職活動、トライアル雇用、在宅就労 等
報酬算定の対象となる支援の要件	<p>通所施設利用者であって、常時サービスを利用している者が、心身の状況の変化等により、5日以上連続して利用がなかった場合、その者の居宅を訪問して利用者の状況を確認し、利用者の同意の上で次の支援を行った場合には、月2回を限度として、報酬を算定することができる。</p> <p><u>1 支援内容</u></p> <p>① 引き続き現行のサービスを利用するための動機付け</p> <p>② 再アセスメントに基づく個別支援計画の見直し</p> <p>③ 相談支援事業者等へのあっせん・連絡調整</p> <p><u>2 報酬単価</u></p> <p>月2回を限度として、1回あたり</p> <p>1時間まで 187単位</p> <p>1時間を超えた場合 280単位</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 次のような場合には報酬算定の対象とならない</p> <p>① 運営規程に位置づけられていないもの</p> <p>② 個別支援計画に事前に定めていないもの</p> <p>③ 当該サービスや施設利用を欠席した場合の電話対応</p> </div>	<p>1 次の要件を満たす日については、通所した場合に認められる報酬額の算定を認める。</p> <p>① 施設外のサービス提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>② 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画が事前に作成（施設外サービス提供時は1週間毎）され、その支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。</p> <p>③ 当該サービス提供期間中の対象者の状況について、対象者や実習先事業者から当該サービスの状況を聞き取ることにより日報を作成すること</p> <p>④ 在宅就労においては、上記の他、事業者が定期的（週1回程度）に訪問し、直接支援を行うこと。</p> <p>⑤ 緊急時の対応ができること。</p> <p>2 当該事業に係る報酬の支給対象期間は、就職の前日までである。</p> <p>3 施設外でのサービス提供期間は、延べ180日を限度とする。 なお、在宅就労においてはこの限りでない。</p>

定員超過利用減算の見直しについて

資料7 P10 差し替え

施設の利用率を向上させ、事業運営の安定化を図る観点から、定員と実際の利用者数の取扱いを更に柔軟化し、

- ① 日中活動支援又は通所施設等の定員超過利用減算の基準を105%から110%に緩和
- ② 30人未満の日中活動支援又は通所施設等においても、毎日3人の定員超過利用が可能とすることを、平成19年度末までの経過措置として実施する。

斜線ゴシックが修正部分

	見直し前	見直し後
新事業体系の 日中活動支援 又は 経過措置施設 の通所施設 又は 障害児施設の 通所施設 又は 児童デイサービス	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の 120% を、定員が50人を超える場合は 当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数に10 を加えた数を、それぞれ超過しているとき → 基本単位数の70%を算定	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の 120% を、定員が50人を超える場合は 当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の10%を加えた数に10 を加えた数を、それぞれ超過しているとき <u>ただし、定員15人未満の施設にあっては、1日当たりの利用者数が、定員の数に3を加えた数を超過している場合</u> → 基本単位数の70%を算定
	・過去3か月間の平均利用人員が、定員の 105% を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に 110% を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合 <u>ただし、定員30人未満の施設にあっては、過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に3を加えた数に開所日数を乗じた数を超過している場合</u> → 基本単位数の70%を算定
新事業体系の 施設入所支援 又は 経過措置施設 の入所施設 又は 障害児施設の入所施設	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の 110% を、定員が50人を超える場合は 当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の5%を加えた数に5 を加えた数を、それぞれ超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・1日当たりの利用者数が、定員50人までの場合は当該定員の 110% を、定員が50人を超える場合は 当該定員の数に当該定員から50を差し引いた員数の5%を加えた数に5 を加えた数を、それぞれ超過している場合 → 基本単位数の70%を算定
	・過去3か月間の平均利用人員が、定員の 105% を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定	・過去3か月間の利用者の利用日数の合計が、定員の数に 105% を乗じた数に開所日数を乗じた数を超過している場合 → 基本単位数の70%を算定